

新旧対照表案

平成29年9月27日作成

条 項	旧	新
第15条	<p>本会に次の役員をおく。</p> <p>会 長 1名 副会長 2名以内 監 事 1名 理 事 12名以内</p>	<p>本会に次の役員をおく。</p> <p>会 長 1名 副会長 <u>1名以上</u>2名以内 監 事 1名 理 事 <u>7名以上</u>12名以内</p>
第17条第2項	<u>(新 設)</u>	<u>役員は、年齢70歳をもって、退任する。ただし、その役員の任期が未了の場合、その役員より申し出があるときは、役員会の議決によりその任期満了まで就任することができる。</u>
第17条第3項	<u>(新 設)</u>	<u>前項の役員より申し出があり、役員会の議決が得られた場合、前条を準用する。</u>
第17条第4項	<p>2 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。</p>	<p>4 役員は、<u>退任</u>又は任期満了後であっても、<u>第15条の定数を満たさない場合</u>、後任者が就任するまでは、<u>なお権利義務を有し</u>、その職務を行わなければならない。</p>
第18条	<u>(新 設)</u>	<p><u>(役員退任)</u> <u>第18条 役員は、退任届を役員会に提出し、任意に退任することができる。</u> <u>※以下、条番号繰下げ</u></p>